

## 令和7年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し重症化を防ぐため、高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種として位置づけられています。助成の機会を逃さないように接種の検討をお願いいたします。

【助成回数】 1回限り

### 【接種対象者】

まんのう町に住民登録があり、①もしくは②に該当する方で、かつ、**自費・公費にかかわらず過去一度も高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド)を接種したことがない方**

※ 注意 ※

**過去に高齢者用肺炎球菌(23価)ワクチンを接種したことのある方は対象外です(自費接種を含む)**

### ① 対象年齢

65歳の方	66歳の誕生日前日まで
-------	-------------

※65歳の間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種(全額自己負担)となります。

### ② 60歳～65歳未満で特定の疾患を有する方 \*

\* 心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級の方)

【接種方法】 県内の実施医療機関へ事前に予約し、接種してください(個別接種)

### 【医療機関への持参物】

●同封の**高齢者用肺炎球菌ワクチン予診票(紫色)・接種済証**

●マイナ保険証、または資格確認書、(有効期限内の健康保険証)

●**健康手帳**(接種証明を記入するため必ずお持ちください)

※健康手帳をお持ちでない方は、かりん健康センター・福祉保険課・各支所・出張所までお越しください。

●**自己負担金 2,000円**(医療機関の窓口でお支払いください)

※生活保護世帯や町民税非課税世帯の方は、別紙「予防接種費用免除(無料)の取り扱いについて」に記載の①②③いずれかの方法により、自己負担金が免除(無料)になります。

※当日、健康不良で予診の結果、接種できず、後日に予診票が必要になった場合は、健康増進課へご連絡ください。

裏面あり↷